

## 川上村浄化槽維持管理費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、村民生活に直結している浄化槽の維持管理に係る費用の一部を村が補助することにより、浄化槽の適正な維持管理を促進し、吉野川の水質汚濁防止や生活環境の保全、流域の人々とのつながりの強化を図り、もって公衆衛生と村民の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。及び単独浄化槽（法（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの（以下「みなし浄化槽」という。））であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 維持管理 法第10条第1項に規定する保守点検と清掃をいう。
- (3) 管理年度 4月1日から翌3月31日までの間をいう。  
ただし、年度途中で維持管理契約を締結する場合は、初年度に限り契約締結日から3月31日までの間をいう。
- (4) 住宅 専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供する建物をいう。ただし、2分の1以下であっても設置している浄化槽が一つの場合は、住居に供する受益者相当分の人槽はこの補助金の交付対象とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき村内に住所を有する者で、村内において自己の居住の用に供する住宅に設置されている浄化槽を適正に維持管理している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第11条に規定する水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受けていない者
- (2) 管理年度に受けた法定検査の結果が不適正と判定され、改善せずに浄化槽を使用している者
- (3) 村税、村の公法上の収入及び私法上の収入を完納していない者

### (補助金交付額)

第4条 補助金の交付額は、管理年度に当該浄化槽の維持管理に要した費用のうち、予算の範囲内で別表に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽維持管理に関する契約書の写し
- (2) 法定検査を受検したことを証明する書類の写し
- (3) 維持管理費用に要した費用の支払いを証する書類の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 ただし、前項第1号から第4号の規定による添付書類は、村の調査により事実確認ができるものについては、契約事項に変更がない限り添付を省略することができる。

(交付の決定及び通知)

第6条 村長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により通知する。

交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 村長は、前条の規定により補助金の交付額の確定後、補助対象者に補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第8条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付の決定の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 別	人槽区分	補助金交付額
単 独	全ての人槽	6,500円
合 併	50人槽未満	14,000円
	50人槽以上	41,500円

※ その他村長が必要と認めた場合は、補助金交付額を限度として交付する。